

命 令 書

申立人

X

被申立人

Y市

Y市上下水道事業管理者 B₁

上記当事者間の三労委令和5年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和6年11月19日開催の第622回公益委員会議において、会長大塚耕二、公益委員伊藤明紀、同吉田すみ江、同西川昇吾、同東幸太郎が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、A₁組合の役員選挙に関し、同組合の組合員に対し、立候補するよう勧めたり、立候補することを思いとどませようとしたりする（Y市上下水道部の職員に対し、これらの行為を行わせるよう指示することを含む。）などして、同組合の運営に介入してはならない。
- 2 被申立人は、本命令書受領の日の翌日から起算して15日以内に、A3判の大きさの白紙（縦約42センチメートル、横約30センチメートル）全面に楷書で下記内容を明瞭に記載し、被申立人が運営するY市上下水道部の庁舎内の職員が見やすい場所に14日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

X 様

Y 市

Y 市上下水道事業管理者 B₁ 印

当市上下水道事業管理者が行った下記の行為が不当労働行為であると、三重県労働委員会において認定されました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- 1 令和4年9月6日頃、当時、A₁組合の組合員であった A₂ に対し、同月に行われる同組合の次期役員選挙に立候補するよう働きかける趣旨の発言をしたこと。
- 2 同月21日、当時、Y市上下水道部の次長の職にあった B₂ に対し、X に A₁組合の次期役員選挙に立候補しないように言えとの趣旨の発言をしたこと。

(注：年月日は文書を掲示した日を記載すること。)

- 3 被申立人は、前項を履行したときは、当委員会に速やかに文書で報告しなければならない。
- 4 その余の申立てを棄却する。

理 由

第1 請求する救済の内容

謝罪文の掲示

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、令和4年9月30日に行われた申立外 A₁組合の役員選挙に関し、被申立人 Y 市の Y 市上下水道事業管理者である B₁

(以下「B₁管理者」という。)が行った下記の行為が労働組合法第7条第3号

の不当労働行為に該当するとして、当委員会に救済申立てがあった事案である。

- (1) 同月6日、B₁管理者が A₂ に同組合の次期役員になるよう働きかけたこと。
- (2) 同月21日、B₁管理者が、当時、Y市上下水道部の次長の職にあった B₂ に同組合の次期役員の選出に際し、申立人及び A₃ の執行部体制を、A₂ 及び A₄ に変更させるように指示をしたこと。
- (3) 同月27日、A₂ が B₁管理者に対し、同組合の次期役員の選出に際し、B₁管理者の意向に沿えない旨を伝えに行くと、B₁管理者は高圧的態度にて、A₂ に対し自らの意向に沿うようにさせたこと。

2 当事者等

(1) 申立人

申立人は、平成3年4月1日に C 村（現在の Y 市）に任用され、同日から令和5年3月31日までの32年間のうち、27年間、上水道関係業務に従事していた（平成19年4月1日から令和5年3月31日までの間は、Y市上下水道部に在籍していた）。また、申立人は、平成19年4月1日、申立外 A₁組合 に加入し、平成28年11月から平成30年11月までの間、同組合の書記長を務め、平成30年11月から令和2年11月まで及び令和4年4月から同年11月までの間、同組合の執行委員長を務めた。

なお、申立人は、令和5年4月1日、Y市上下水道部からY市建設部建設管理課に異動している。

【当事者 X p15、審査の全趣旨】

(2) 被申立人

被申立人 Y 市は、肩書地に本庁舎を置く普通地方公共団体であり、Y市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年 Y 市条例第

272号。以下「条例」という。)第1条の規定に基づき、水道事業及び下水道事業を設置している。被申立人は、これらの事業の執行に関し、地方公営企業法第7条ただし書の規定に基づき、Y市上下水道事業管理者1人を置く(条例第4条第1項)とともに、同法第14条の規定により、Y市上下水道事業管理者の権限に属する事務を処理させるため、Y市上下水道部を置いている(条例第4条第2項)。

本件申立て時点において、同部の職員数は45名であった。

【審査の全趣旨、当委員会に顕著な事実】

(3) A₁組合

申立外 A₁組合 (以下「組合」という。)は、昭和44年7月12日に設立された、主にY市上下水道部の職員を対象に組織された労働組合であり、三重県Y市 D に事務所を置き、本件申立て時点の組合員数は37名であった。

組合は、A₁組合 規約(以下「規約」という。)において、組合員の範囲、組合の役員及び組合の役員の選出方法を定めている。組合員の範囲は、原則としてY市上下水道部の職員(ただし、使用者の利益を代表する者を除く。)及び組合の大会において認めた者(規約第5条)であり、組合の役員は、執行委員長、書記長、会計、執行委員及び会計監査である(規約第12条)。また、組合の役員は、組合員の立候補又は役員及び組合員からの推薦により立候補し、直接無記名投票によって選出するものとされている(規約第14条)。

組合の役員選挙(補欠選挙を除く。)は、少なくとも、平成30年9月から令和4年9月までの間、毎年9月下旬から10月上旬頃に行われていた。

なお、組合は、規約第3条において、「組合員相互の親睦を図り、団結権及び団体交渉権により労働条件の維持改善、経済的地位の向上ならびに業務能率を發揮し、住民のための地方公営企業を確立すること」をその目的として

掲げており、労働組合法第2条本文に規定する事項を主たる目的として組織する団体であることが認められる。

【甲第6号証、甲第7号証、審査の全趣旨】

(4) Y市上下水道事業管理者

B₁管理者は、令和2年4月にY市上下水道事業管理者職務代理者、令和3年4月にY市上下水道事業管理者に就任し、同月以降、Y市上下水道事業管理者の職にある。

Y市上下水道事業管理者は、地方公営企業法第8条の規定に基づき、上下水道事業の業務を執行し、当該業務の執行に関し被申立人を代表する権限を有し、同法第9条第2号の規定に基づき、職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱いに関する事項を掌理することを担任する。また、Y市上下水道事業管理者は、同法第15条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員（企業職員）を任免する。

【乙第3号証p1、審査の全趣旨、当委員会に顕著な事実】

(5) 組合員

A₂及びA₄は、令和4年9月当時、Y市上下水道部の職員（A₂は水道施設課に所属し、A₄は下水道課に所属していた。）であり、組合の組合員であった。また、A₃は、令和4年9月当時、Y市上下水道部の職員（A₃は水道施設課に所属していた。）であり、組合の組合員であるとともに、組合の書記長を務めていた。

【甲第9号証p1、甲第20号証、審査の全趣旨】

3 争点

(1) 争点1

ア 令和4年9月6日、B₁管理者がA₂に対し、組合の次期役員の選挙に立候補するよう働きかける発言をしたか。

イ アの発言があった場合、その発言は、組合の運営に対する介入に当たるか。

(2) 争点2

ア 令和4年9月21日、B₁管理者がB₂に対し、組合の次期役員の選出に際し、申立人及びA₃を執行部とする体制をA₂及びA₄を執行部とする体制に変更するための働きかけをするよう指示をしたか。

イ アの指示があった場合、その指示は、組合の運営に対する介入に当たるか。

(3) 争点3

ア 令和4年9月27日、B₁管理者が、A₂に対し、再度、組合の次期役員に立候補するよう働きかける発言をしたか。

イ アの発言があった場合、その発言は、組合の運営に対する介入に当たるか。

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点1について

(申立人の主張)

(1) B₁管理者は、令和4年9月6日、Y市上下水道部においてA₂に対し、「組合の役員改選に当たり、次の執行部には、A₂、A₄が中心となる体制とするように」と働きかけを行った。

A₂は、同月8日、このことを申立人に対して述べたほか、同年10月3日、申立人及びA₃とY市上下水道部の水道施設課の執務室内で面談した際にも、同旨のことを述べた。B₁管理者が組合の役員への立候補を考えるよう、A₂に対して発言したことは、A₂が、第1回審問において、「お互いに協力し合えるような体制に変えてくれへんか」とB₁管理者から言われて、「役員をすること自体は断った」と供述したこと（証人A₂ p3・4）や、「おまえがやってくれよという話まではなかったんですか」との審査委員か

らの問いに、「まあおまえがやってくれと、僕はそう言われましたかね。僕はもうそのとき断りましたんで、僕はもう絶対になんかという事で、僕はやらへんよということ言うたと思うんで」と供述したこと（証人A₂ p 30）などからも明らかである。

また、被申立人は、B₁管理者とA₂とのやり取りについて、答弁書において、「A₂に働き掛けを行った事実はない。」としながら、令和5年10月30日付けの主張書面においては、「組合役員になることを求める発言があったことは否定しない」としており、その主張には矛盾が生じている。

- (2) A₂は、何度も「自分が委員長なり、書記長になるのは考えてない」（証人A₂ p 47）との趣旨のことを述べ、組合の役員への就任に対する強い忌避感を持っていたが、最終的には、組合の役員選挙に係る立候補の締切日になって、次期書記長の候補者として立候補の届出をしている。この心境の変化には、B₁管理者からの要請が大きく影響を与えているものとするのが妥当であり、B₁管理者の発言は、組合の役員選挙に対する介入、ひいては組合の運営に対する介入に当たると考えざるを得ない。

(被申立人の主張)

- (1) 令和4年9月6日頃に、B₁管理者からA₂に対して、「労使協議してお互いに協力し合えるような体制に変えてほしい」といった話があった。B₁管理者には個人名を出した記憶はないものの、A₂が自分は（組合役員は）しないということを明確に伝えたところ、B₁管理者は「何とかしてくれや（何とかせいや）」といった類の発言を行った。
- (2) B₁管理者自身は、若い世代にもっと組合活動をしてほしいという考えから、個人的に話のできるA₂に対して発言を行ったものであり、組合の運営を支配しようという意図は全く持っていなかった。また、A₂が組合役員になることを断ったことについて、B₁管理者から苦情や非難等があったわけではなく、B₁管理者の発言は何らの強制力を有していなかった。加えて、

A₂ が立候補を決めたのは、A₄ との相談を経て自身の意思によるものであり、B₁ 管理者による強制ではない。

以上のことに鑑みれば、B₁ 管理者と A₂ との前記(1)のやり取りは、支配介入には該当しない。

2 争点2について

(申立人の主張)

(1) 令和4年9月21日、B₁ 管理者は、B₂ を Y 市上下水道部の管理者室に呼び出し、組合の役員について、申立人及び A₃ から A₂ 及び A₄ に交代させるよう指示した。

このことは、第1回審問において B₂ が、「X に組合役員選挙に出ないように言えということをはっきり言われました」(証人 B₂ p 4) などと供述したこと、申立人が目撃した出来事及び申立人が B₂ に対して行った聴き取りにおいて、申立人が「直接管理者から組合の人事に関して、その支配介入という行為があったかと言うことやと思うんですよ。その昨日お聞きしたとおり、指示があったとこういうことでいいですよ」と述べたのに対し、B₂ は、「あの言われてる。間違い無い。そんなの俺も嘘ついたってしゃーない」(甲第5号証の2 p 1) と述べたことなどからも明らかである。

また、被申立人は、B₁ 管理者と B₂ とのやり取りについて、答弁書において、「B₂ をわざわざ管理者室に呼び出して、申立人と A₃ を組合執行部から交代させるように指示した事実はない。」としていた。しかし、令和5年10月30日付けの主張書面においては、「B₂ が管理者室において、B₁ との間で組合役員の人事に関する話をしたこと、その際に B₁ が、申立人が組合役員選挙に出ないように言ってほしいという類の発言をしたことがあることは認める。」とし、更に、B₁ 管理者は、陳述書において、「管理者室において、私が B₂ に対し、具体的にどのような発言をしたかは覚えていません」としている。このように、被申立人の説明には一貫性がない。

- (2) 令和4年9月21日、B₁管理者からB₂に対する指示があり、その指示の内容は、組合の運営に対する介入と解されるものであったことは明らかであるから、B₂から組合関係者に対して具体的な行動はなされなかったとしても、B₁管理者の指示は、組合の運営に対する介入に当たる。

(被申立人の主張)

令和4年9月21日に、管理者室において、B₁管理者がB₂に対し「Xに組合選挙に出ないように言え」といった類の発言(以下「本件発言」という。)があったことは否定しない。しかし、下記の理由から、本件発言は、労働組合法第7条第3号における支配介入には該当しない。

- (1) 令和5年10月30日付け被申立人主張書面4頁に記載したとおり、最判昭和58年12月20日民集140号685頁等において、自宅又は執務室で特定の職員に対してなされた発言について、使用者にも言論の自由があること等を理由に支配介入とまでは言えないと判示している。

- (2) 本件においても、下記のような事実が存在することに鑑みれば、前記最判と同様、本件発言は支配介入に当たるとまでは言えない。

ア 本件発言は、周囲を区切られた管理者室という空間で行われており、管理者室の扉が開いていた可能性は否定できないものの、他の職員が発言内容を認識できる可能性は極めて小さいこと。

イ 本件発言は、特定個人であり、かつ、同じ管理職であるB₂に対して向けられたものであること。

ウ 本件発言に対し、B₂は何らの回答をせず、退出しており、それに対してB₁は^{とが}咎めるようなことや、本件発言に対する対応を求めることはしておらず、指示として発していたわけではないこと。

エ 本件発言を受けたB₂自身は、申立人について、本件発言内容を伝えておらず、実質的に組合に影響は生じていないこと。

オ 本件発言は1回の出来事にすぎず、決裁等のついでとして行われたもの

であるから、時間としても極めて短いこと。

3 争点3について

(申立人の主張)

- (1) 令和4年9月27日の16時50分頃、A₂は管理者室に行き、B₁管理者に対し、その意向に沿えない旨を報告したが、B₁管理者から、「あかん。俺は認めないぞ」などと言われたことから、水道施設課の執務室に戻り、A₄とともに、組合の役員選挙に係る立候補の届出をした。

このように、令和4年9月27日、B₁管理者が、A₂に対し、組合の次期役員に立候補するよう働きかける発言をした。

- (2) 被申立人は、組合の役員選挙に係る立候補の届出締切日である9月27日に、B₁管理者とA₂との間で前記(1)のやり取りがあったことを否定し、A₂も同様の供述をしているが、以下のとおり、立候補の届出締切時刻の間際に、B₁管理者からA₂に対する強い立候補への働きかけがあったと考えるのが自然である。

ア 令和4年7月上旬、申立人とA₃からA₂に対し、組合の次期役員への就任を依頼したところ、A₂はその依頼を断った。しかし、同年9月8日、A₂は申立人に対し、B₁管理者から、申立人とA₃に代わり、A₂とA₄が組合の役員になるよう働きかけられたことを報告するとともに、そのことについて申立人に相談に来た。その際、申立人がA₂に対し、「どうしたいの」と尋ねたところ、A₂は、「僕はやりたくない」と答えていた。なお、A₂は、同月、数回にわたり、B₁管理者とA₂の二人のみでのやり取りにおいて、B₁管理者から組合の役員になることを求められ、その都度、役員になる意思がないことを伝えて断っていた。

同月26日から27日にかけてのA₃とA₂のやり取りは、A₃の陳述書の第5項及び第6項に記載されているとおりであり、同月26日には、A₃からの問いに対し、A₂は、「管理者からお前がなれって言われて困っ

ている」と回答したほか、「俺もやりたくないんやからさ、あ～やりたくない、どうしよう」と発言している。

それにもかかわらず、A₂は、立候補の届出締切時刻の間際に、自分で判断して立候補したと供述したが、なぜ立候補の意思を申立人に伝えなかったのかが不明である。申立人に伝えるつもりならば、A₂は、電話でそれを行うこともできたはずである。それができなかったのは、B₁管理者とA₂の二人のみでの場面において、B₁管理者から数回にわたり催促をされ、同月27日の16時50分以降に、B₁管理者へそのことを断りに行ったが、「俺は認めん」とトドメを刺され、まともな判断ができるような状態ではなかったからであり、組合関係者にそのことを伝え、相談することすらできなかったものと推察する。

イ 同年10月12日に開催された組合の臨時大会の後には、A₃の陳述書の第15項に記載されているとおり、A₃との会話の中で、A₂は、「俺はやりたくなかった」と伝えている。また、甲第2号証（時系列表）の「10月13日～現在」の欄に記載されているとおり、水道施設課内において、A₂から、「本当はしたくないのに書記長をすることになった」、「今回の件でB₁管理者が処分を受け辞任することになったら、副市長が兼任でやってくることになり、そうなれば、より仕事がやりにくくなるため、B₁管理者のままのほうがよい」との発言が周囲に繰り返され、当時、A₃らがこれらの発言を何度も聞いていた。つまり、A₂の認識としては、B₁管理者は違法行為をやったと認めていることになるが、これは、A₂の陳述書（乙第1号証）における陳述や第1回審問における供述と食い違い、あるいは、矛盾のある発言が繰り返されていたことを示している。

ウ A₃の陳述書の第8項に記載されているとおり、令和4年9月27日の16時50分以降の出来事については、A₃だけでなく、水道施設課の別の職員も目撃している。申立人は、同日のA₂の様子について、この出来

事を目撃した職員からも、A₃ から聞いた内容と同様のことを聞き、組合の臨時大会において、甲第19号証の3に記載されているとおり、組合員に対し、同月8日にA₂ から報告相談のあった内容及びA₃ から聞いた同月27日の16時50分以降の出来事について報告した。

しかしながら、A₂ からは、「支配介入ではない」、「パワハラではない」などと、具体的な根拠のない抽象的な反論が繰り返された。申立人は、この報告の中で、甲第19号証の3に記載されているとおり、いつ、誰から、どんな話があったのかを具体的に説明しているのであるから、同月8日にA₂ から申立人に報告及び相談があったこと、A₃ から申立人が聞いた同月27日の16時50分以降の出来事について、仮に事実でないとするならば、A₂ は、抽象的な否定ではなく、具体的な否定をするべきところである。つまり、A₂ は、同月8日の出来事について、「9月8日にXに報告相談に行った事実はない」とか、「報告及び相談には行ったが、B₁ 管理者からの話があって、そのような報告及び相談に行ったという事実はない」とか否定するべきであるし、同月27日の出来事については、その出来事があったから二週間ほどしか経過していない時点で、組合の臨時大会が開催されているのであるから、申立人から報告されたことについて、「B₁

管理者に対し、僕（A₂）が（役員改選に関する働きかけに対し）その意向に沿えない旨の話をしに行った事実はない」とか、「その際に、B₁ 管理者から、『俺は認めん』と一喝されたことはない」と否定するべきである。それにもかかわらず、A₂ が具体的な否定をすることができなかったのは、同月8日と27日の出来事が真実であり、申立人や目撃者が同席していたこともあり、抽象的に否定するしかなかったからであると言える。

エ A₂ の陳述書は、本件の争点整理が行われた後に作成されたものであるにもかかわらず、争点3の事項に全く触れていない。A₃ の陳述書において、申立人と話ができていることを踏まえ、A₂ が、「もう、あかん、言

ってくる」と述べて管理者室へ向かい、数分後に帰ってくると、「(B₁管理者から)『俺は、認めん』って言われた、どうしたらええねん」と発言したとの記載があり、これが、B₁管理者が組合の役員改選に対し介入を行ったという決定的な出来事であり、当事者であったA₂は、この件に触れることを避けたのではないかと推察する。

オ これらのことから、A₂が同月27日の出来事の際、1回目に水道施設課の執務室を出たのは、管理者室へ行ったと考えるほかなく、そこでB₁管理者から一喝されたことを受け、B₁管理者の組合の役員改選に対する強い意思を知り、2回目に水道施設課の執務室を出たのは、二人で立候補するしかない状況となったことをA₄に伝えるためであったと思われる。

これに関し、A₂は、第1回審問において、水道施設課を出て行ったのはA₄のところへ行ったのであり、B₁管理者のところへ行っていないと供述しているが、A₂の報告に対し、「俺は認めん」と発言し、「どうしたらええねん」とA₂が困惑した発言をする影響を与えられるのは、B₁管理者以外に考えられない。したがって、A₂の供述は、事実と食い違っている可能性が高い。

- (3) 令和4年9月8日以降、B₁管理者からA₂に対する働きかけが3、4回にわたって行われていたことは明らかである。また、同月27日についても、A₂の当時の発言や周囲の職員が目撃した事象から、立候補の届出締切時刻の間近の段階で、より強い働きかけが行われたと推察することができる。当初、組合の役員選挙に立候補する意思がなかったA₂が立候補に至ったこと自体が、B₁管理者からの度重なる介入の発言の結果であると結論付けることができる。したがって、令和4年9月27日、B₁管理者が、A₂に対して行った、組合の次期役員に立候補するよう働きかける発言は、組合の運営に対する介入に該当する。

(被申立人の主張)

令和4年9月27日における組合の役員選挙の締切時間は17時であったところ、当該締切りの直前に、A₂が席を立ったのは、3階の喫煙所において、執行委員長に立候補を依頼していたA₄と立候補についての相談をするためであり、B₁管理者のところへ行ったわけではない。

したがって、同日、B₁管理者がA₂に対し、組合の次期役員に立候補するよう働きかける発言をしておらず、不当労働行為が存在しないことは明らかである。

第4 当委員会が認定した事実

証拠及び審査の全趣旨によれば、次のような事実が認められる。

1 令和4年9月までの労使の状況

(1) 労働基準法違反の事実に関する是正勧告

Y市上下水道部は、平成29年4月から令和3年11月までの間、労働基準法第36条第1項の協定で定める範囲を超える時間外労働が行われているなどとして、E労働基準監督署の労働基準監督官から、是正勧告を4回受けていた。

【甲第1号証、甲第10号証から甲第13号証まで、審査の全趣旨】

(2) 労使交渉に関する状況

令和2年4月から令和4年9月までの間のY市上下水道部当局と組合との労使交渉は、主にY市上下水道部の次長の職にあった者との間で行われており、B₁管理者が出席した労使交渉は、令和2年4月又は5月頃の1回のみであった。

【証人B₂ p9、当事者X p10・16、当事者B₁ p4・32、乙第3号証 p2、審査の全趣旨】

2 組合の役員選挙に関する状況

(1) A₂に対する立候補の打診

令和4年7月、申立人はA₂に対し、同年9月に行われる組合の役員選挙

において、次期役員候補者として立候補することについて打診したが、A₂ はこれを断った。

【証人A₂ p 25、当事者 X p 2、乙第1号証p 2、甲第25号証p 1】

(2) B₁管理者とA₂とのやり取り等（争点1関係）

ア B₁管理者は、平成17年4月から6年間、A₂ とともに Y 市上下水道部に在籍しており、A₂ と面識があったことから、私生活の面においても、A₂ をゴルフや食事に誘うことがあった。

【証人A₂ p 2、乙第1号証p 1、当事者B₁ p 2・33、審査の全趣旨】

イ 令和4年9月6日頃、B₁管理者はA₂ に対し、管理者室において個別に、組合活動についてどう思っているかとの趣旨のことを尋ねた。これに対し、A₂ は、労使協議がしっかりされていない、組合の役員が組合員の意見をしっかり聞かないまま、外部の上部団体等に話を広げている等のことがあり、今の活動には疑問を感じるとの趣旨のことを述べた。

【証人A₂ p 3・27、乙第1号証p 2】

ウ 前記イのA₂ の話を受けて、B₁管理者は、秋に組合の役員選挙があることに触れたうえで、A₂ に対し、若い子が出ないのかとの趣旨のことを尋ねたほか、お前たちの世代が中心となり、今の組合の活動について、労使協議をしっかり行い、お互いに協力し合えるような体制に変えてほしいとの趣旨のことを述べた。これに対し、A₂ は、若い世代が選挙に出ることには賛同しつつ、自分は組合の役員をするつもりはないとの趣旨のことを述べ、組合の役員選挙に立候補することを断ったところ、B₁管理者は、何とかしてほしいとの趣旨のことを述べた。

【証人A₂ p 3・4・30・31、当事者B₁ p 6・8・18・34、乙第1号証p 2、乙第3号証p 3】

エ 令和4年9月6日頃以降選挙が行われるまでの間に、A₂ は、2、3回程度、B₁管理者と組合の活動に関する話をした（ただし、その具体的な

時期は不明である)。

【証人A₂ p 29】

オ 令和4年9月8日頃、A₂ は、申立人と組合の活動に関する話をした。
その際、申立人がA₂ に対し、組合の役員選挙に立候補するのか否かを尋ねたところ、A₂ は、組合の役員にはなりたくない旨を述べた。

【証人A₂ p 5・6・22・26、乙第1号証p 2・3、当事者 X p 3・4、甲第25号証p 1・2】

(3) B₁管理者とB₂とのやり取り等 (争点2関係)

ア 令和4年9月21日の朝、B₂ が管理者室に行った際、B₁管理者は、B₂ に対し、組合はどうなっているのかとの趣旨のことを述べ、組合の役員に対する愚痴を述べるとともに、申立人に組合の役員選挙に出ないように言えとの趣旨のことを述べた。

【証人B₂ p 2～4・19、当事者 X p 5・6、乙第2号証p 2】

イ 申立人は、前記アのB₁管理者の発言があった際、管理者室の入口付近にしゃがみ込み、同発言を聞いていた。

【当事者 X p 5・28・29】

ウ B₂ は、前記アのB₁管理者の発言の内容について、申立人に伝えず、組合の他の組合員にも伝えなかった。

【証人B₂ p 6・20、当事者 X p 40、乙第2号証p 2、審査の全趣旨】

エ 申立人は、令和4年9月29日、B₂ に対し、同月21日にB₁管理者からB₂ に対してなされた発言について聴かせてほしい旨を依頼し、Y市上下水道部の第3会議室において、その内容を録音のうえで聴取した。

【当事者 X p 6、甲第5号証、甲第5号証の2、甲第25号証p 3、乙第2号証p 2、審査の全趣旨】

(4) 令和4年9月27日の出来事 (争点3関係) 及び組合の役員選挙

ア 令和4年9月26日、組合の選挙管理委員会委員長は、組合の次期役員

選挙を告示し、立候補者の届出の期限を同月27日17時までとし、選挙の期日を同月30日とした。

【甲第6号証】

イ 令和4年9月26日、申立人は、組合の次期執行委員長の候補者として立候補の届出をした。

【当事者 X p11】

ウ 令和4年9月27日、A₂ はA₃ ら Y 市上下水道部水道施設課の職員とともに、同課執務室にいたところ、16時50分頃になり、A₂ は一人で同課執務室を出て行った。

【証人A₂ p39・40、証人A₃ p4・5・16・17】

エ 令和4年9月27日の17時頃、A₄ は組合の次期執行委員長の候補者として、A₂ は組合の次期書記長の候補者として立候補の届出をした。

【証人A₂ p34、乙第1号証p3・4、審査の全趣旨】

オ 令和4年9月27日、組合の選挙管理委員会委員長は、組合の次期執行委員長の候補者として、申立人及びA₄ が立候補の届出をしたこと並びに組合の次期書記長の候補者として、A₂ が立候補の届出をしたことを告示した。

【甲第6号証】

カ 令和4年9月27日、申立人は、朝から Y 市上下水道部の庁舎外で業務を行っており（昼食をとるため、いったん Y 市上下水道部の庁舎に戻ったが、昼食をとった後、すぐに外出した。）、17時15分頃に Y 市上下水道部の庁舎に戻った。

【当事者 X p35・36】

キ 令和4年10月12日、組合の臨時大会が開催され、同大会において、申立人は、①同年9月に、自分のところにA₂ が来て、B₁管理者から、A₂ 及びA₄ を中心とした組織体制でやってほしいという趣旨の働きかけ

があったとの話があった、②同月27日、A₂が、B₁管理者のところに、B₁管理者の意向に沿えない旨を話したところ、B₁管理者から、認めへんと一喝されたと他の職員から聞いた、などの趣旨のことを述べ、組合の役員選挙に関し、B₁管理者からの働きかけがあった旨を報告した。

これに対し、A₂は、①申立人から支配介入やパワー・ハラスメントについて事情を聴かれた際、一切そのようなことはないと言った、②個人的には、管理者、課長などの管理職の職員と労働組合について話をするのは違法ではないと思うので、支配介入ではないと思う、③組合員の意見を反映せずに、支配介入やパワー・ハラスメントがあったとして、組合の上部団体に相談するのはおかしいと思うし、個人的には、一切そのようなことはなかったと思っている、などの趣旨のことを述べた。

【甲第19号証、甲第19号証の3p1～3】

ク 令和4年10月13日、組合の選挙管理委員会委員長は、同年9月30日に行われた組合の役員選挙の結果として、執行委員長にはA₄が当選し、書記長にはA₂が当選したことを告示した。

【甲第6号証】

3 不当労働行為救済申立て

令和5年6月20日、申立人は、当委員会に対し、本件申立てを行った。

第5 当委員会の判断

1 支配介入の意義及びその成否に関する判断基準について

- (1) 労働組合法第7条第3号は、労働者が労働組合を結成し、又は運営することを支配し、又はこれに介入することを禁止するところ、ここにいう支配介入とは、使用者の組合結成ないし運営に対する干渉行為や諸々の労働組合を弱体化させる行為など労働組合が使用者との対等な交渉主体であるために必要な自主性、独立性、団結力、組織力を損なうおそれのある使用者の行為を広く含む（東京地判平成29年12月13日労働委員会関係命令・裁判例

データベース参照)。

- (2) もっとも、本件のように、使用者の行為が言論によるものである場合には、使用者の言論の自由との関係についても考慮する必要がある。

およそ使用者だからといって憲法第21条に掲げる言論の自由が否定されるいわれがないことはもちろんであるが、憲法第28条の団結権を侵害してはならないという制約をうけることを免れず、使用者の言論が労働組合の結成、運営に対する支配介入にわたる場合は不当労働行為として禁止の対象となると解すべきである。これを具体的にいえば、労働組合に対する使用者の言論が不当労働行為に該当するかどうかは、言論の内容、発表の手段、方法、発表の時期、発表者の地位、身分、言論発表の与える影響などを総合して判断し、当該言論が組合員に対し威嚇的效果を与え、労働組合の組織、運営に現実に影響を及ぼした場合はもちろん、一般的に影響を及ぼす可能性のある場合は支配介入となるというべきである（最二小判昭和57年9月10日労働経済判例速報1134号5頁参照）。

2 争点1について

- (1) 争点1 アについて

前記第4. 2(2)ウで認定したとおり、令和4年9月6日頃、B₁管理者がA₂に対し、お前たちの世代が中心となり、今の組合の活動について、労使協議をしっかりと行い、お互いに協力し合えるような体制に変えてほしいとの趣旨のことを述べたことが認められる。

この点、申立人は、B₁管理者が「組合の役員改選に当たり、次の執行部には、A₂、A₄が中心となる体制とするように」と働きかけを行った旨を主張するが、B₁管理者が「A₂」という個人名を示して、令和4年9月に行われる組合の役員選挙に立候補するよう述べたとまで認めることはできない。

しかし、前記第4. 2(2)ウで認定したとおり、A₂が、前記のB₁管理者

の発言に対して組合の役員に立候補することを断っていること、第1回審問において、審査委員の「おまえがやってくれよという話まではなかったんですか」との問いかけに対して「おまえがやってくれと僕は言われましたかね。僕はもうそのとき断りましたんで、僕はもう絶対かなわんということで、僕はやらへんよということ言うたと思うんで」と供述していることなどからすれば、A₂は、前記第4. 2(2)ウで認定したB₁管理者の前記発言が、令和4年9月に行われる組合の役員選挙に立候補することを勧める趣旨のものであると理解したことがうかがわれる。そうすると、B₁管理者は、前記第4. 2(2)ウで認定したB₁管理者の前記発言及び何とかしてほしい旨の発言により、A₂に対し、組合の次期役員選挙に立候補するよう勧めたと言うことができる。

したがって、令和4年9月6日頃、B₁管理者はA₂に対し、組合の次期役員選挙に立候補するよう働きかける趣旨の発言をしたと認められる。

(2) 争点1 イについて

前記第4. 2(2)ウで認定したB₁管理者の発言が、組合の運営に対する介入に当たるか否かについては、前記1(2)で述べたことを踏まえ、B₁管理者の言論の内容、言論の発表の手段及び方法、言論発表の時期、発表者の地位及び身分、言論の発表が与える影響等を勘案し、判断する。

まず、B₁管理者の言論の内容については、前記(1)で述べたとおり、A₂に対し、組合の次期役員選挙に立候補するよう働きかける趣旨の発言であり、組合の役員を選出という、組合の運営にとって重要であり、かつ、組合が自主的に決定すべき事項に関わるものであったと言うことができる。

B₁管理者の言論の発表の手段及び方法についてみると、前記第4. 2(2)イで認定したとおり、A₂に対して個別に話をする方法により行われた。

B₁管理者の言論発表の時期についてみると、その言論は、令和4年9月6日頃に行われたものであると認められるから、組合の役員選挙が近い時期

に行われたものであることは明らかであり、また、前記第4. 2(2)ウで認定したとおり、B₁管理者にもその認識があったと認められる。

B₁管理者の地位及び身分についてみると、B₁管理者は、令和4年9月当時、Y市上下水道事業管理者、すなわち、Y市上下水道部の長の地位にあった。したがって、前記第2. 2(4)で述べたとおり、地方公営企業の管理者として様々な権限を有しており、B₁管理者の言論は、A₂の言動に対して影響を与え得るものであったとすることができる。

B₁管理者の言論の発表が与える影響についてみると、B₁管理者の言論の発表は、前述のとおり、B₁管理者の地位、権限等による影響力を通じて、A₂が組合の役員選挙への立候補を検討することに結び付き得ると考えられる。実際のところ、令和4年9月当時の状況をみると、前記第4. 2(4)エで認定したとおり、同月27日、組合の役員選挙に関し、A₂は次期書記長の候補者として、A₄は次期執行委員長候補者として、立候補の届出をしたことが認められる。また、その結果、執行委員長の選挙につき、投票が実施されることとなり、A₂及びA₄が当選した一方で、申立人が落選するに至ったことが認められる。

更に、その他の事情についてみると、第一に、前記第4. 2(2)エで認定したとおり、時期は不明であるが、令和6年9月6日頃以降選挙が行われるまでの間に、A₂は、B₁管理者と会った際、2、3回程度組合の活動に関する話をしたことがうかがわれる。このことは、前記第4. 2(2)ウで認定したB₁管理者の発言が、漠然とした期待の表明にとどまるものではなかったことを推認させる事情として考慮することができる。

第二に、B₁管理者は、申立人が組合の執行委員長、A₃が組合の書記長を務めていた当時のことについて、「その組合員の合意の下で、我々に要求なり、交渉なりをしてもらいたいというのが私の本心でございましたけれど、それは全く、組合側としてはしなくて、逆に、そういう上部組織の、組合の

とか、労働基準監督署とか、また最後に、市議員と一緒に、私に対して一方的にその誹謗中傷なりの措置をされてるというのは、本当に私として、また使用者側としては非常に残念で、そういうやり方については虚しいというのか、そういう気持ちはもう、ありました」(当事者B₁ p 3・4)と供述している。この供述の内容からすると、B₁管理者は、令和4年9月当時、申立人及びA₃による組合の活動について快く思わないところがあったとうかがわれ、そのことが、組合の役員選挙が近いとの認識と相まって、A₂

に対し、組合の次期役員選挙に立候補するよう働きかける趣旨の発言をする動機となったと推認することもできる。

以上のことを総合すると、B₁管理者の発言は、A₂への働きかけを通じて、組合の役員を選出に影響を及ぼし、ひいては、組合活動全般に影響を及ぼす可能性がある言論であったと認められるから、組合の運営に対する介入に当たると解するのが相当である。

なお、被申立人は、(ア)B₁管理者自身は、若い世代にもっと組合活動をしてほしいという考えから、個人的に話のできるA₂に対して発言を行ったものであり、組合の運営を支配しようという意図は全く持っていなかったこと、(イ)A₂が組合役員になることを断ったことについて、B₁管理者から苦情や非難等があったわけではなく、B₁管理者の発言は何らの強制力を有していなかったこと、(ウ)A₂が立候補を決めたのは、A₄との相談を経て自身の意思によるものであり、B₁管理者による強制ではないこと、を理由として、争点1に係る事実が組合の運営に対する介入に当たらないと主張するので、その主張の当否について検討する。

(ア)について述べると、前記第4. 2(2)ウで認定したB₁管理者の発言に関しては、前記(1)で述べたとおり、A₂に対し、組合の次期役員選挙に立候補するよう働きかける趣旨の発言であったと認められる。また、前述のとおり、B₁管理者は、令和4年9月当時、申立人及びA₃による組合の活動につい

て快く思わないところがあったとうかがわれ、そのことが、同月6日頃、組合の役員選挙が近いとの認識と相まって、A₂ に対し、組合の次期役員選挙に立候補するよう働きかける趣旨の発言をする動機となったと推認することができる。これらのことからすれば、B₁ 管理者の発言が、若い世代にもっと組合活動をしてほしいという考えから、個人的に話のできるA₂ に対して発言を行ったものにすぎないと解することはできず、組合の運営を支配しようという意図は全く持っていなかったとする被申立人の主張には無理がある。

次に、(イ)及び(ウ)について述べると、前述のとおり、労働組合又はその組合員である労働者に対する使用者の言論が組合員である労働者に対し威嚇的效果を与え、労働組合の組織又は運営に現実に影響を及ぼした場合はもちろん、一般的に影響を及ぼす可能性のある場合は支配介入となると解されている。

このような解釈に照らせば、使用者の言論に威嚇、強制等の要素が伴っていない場合や、組合員である労働者の意思が抑圧されていない場合も支配介入は成立し得る。そうすると、B₁ 管理者の発言が、A₂ への働きかけを通じて、組合の役員を選出に影響を及ぼし、ひいては、組合活動全般に影響を及ぼす可能性がある言論であったと認められる以上、被申立人が主張する事情は、いずれも支配介入の成立を妨げる事情とはなり得ない。それゆえ、A₂

に対するB₁ 管理者の発言が強制力を有していなかったこと等を理由として、前記第4. 2(2)ウで認定したB₁ 管理者の発言が支配介入に当たらないとする被申立人の主張には理由がないと言うべきである。

3 争点2について

(1) 争点2 アについて

前記第4. 2(3)アで認定したとおり、令和4年9月21日、B₁ 管理者はB₂ に対し、申立人に組合の次期役員選挙に出ないように言えとの趣旨のこ

とを述べた。

この点、申立人は、B₁管理者がB₂に対し、申立人及びA₃の執行部体制からA₂及びA₄の執行部体制に交代させるよう指示した旨を主張するが、申立人以外の具体的氏名を挙げて交代させるよう発言したとまで認めることはできない。また、前記第4. 2(3)ウ及びエで認定したとおり、B₂が、この発言の内容について、申立人からの依頼があるまで申立人に伝えておらず、また、申立人以外の組合の組合員にも伝えていない事実が認められ、加えて、その後、その発言をめぐってB₁管理者からB₂に対する確認も行われなかったとかがわかる（証人B₂ p 19）ことから、B₁管理者の発言が「指示」として評価できるものであるかは明らかではない。

しかし、前記第4. 2(3)アで認定したB₁管理者の発言は、少なくとも、申立人が組合の次期役員選挙に立候補することを思いとどまらせようとする内容を含むと認められるから、それがB₂に対する「指示」として評価できるものであるかが明らかでないとしても、組合の執行部体制の一部につき、変更を及ぼすような働きかけを行うことを意味する発言であったと認められる。

以上のことからすると、申立人が主張するとおりの事実までは認められないが、令和4年9月21日、B₁管理者がB₂に対し、組合の次期役員選挙に際し、申立人が組合の執行委員長として立候補することを思いとどまらせるための働きかけを行うよう発言したこと、すなわち、組合の執行部体制を変更させるための働きかけを行うよう発言したことは認められる。

(2) 争点2 イについて

前記第4. 2(3)アで認定したB₁管理者の発言が、組合の運営に対する介入に当たるか否かについては、前記2(2)と同様に、前記1(2)で述べたことを踏まえ、B₁管理者の言論の内容、言論の発表の手段及び方法、言論発表の時期、発表者の地位及び身分、言論の発表が与える影響等を勘案し、判断す

る。

まず、B₁管理者の言論の内容については、前記第4．2(3)アで認定したとおり、少なくとも、申立人が組合の次期役員選挙に出ないように言えとの趣旨のことを述べたと認められ、組合の役員の選出という、組合の運営にとって重要であり、かつ、組合が自主的に決定すべき事項に関わるものであったとすることができる。

B₁管理者の言論発表の手段及び方法についてみると、構造上、会話の内容が室外に聞こえる可能性が否定できない管理者室において、B₂に対して個別に話をする方法により行われた。

B₁管理者の言論発表の時期についてみると、その言論は、令和4年9月21日に行われたものであると認められるから、組合の役員選挙が近い時期に行われたものであることは明らかであり、また、B₁管理者にもその認識があったと認められることは、前記2(2)で述べたとおりである。

B₁管理者の地位及び身分についてみると、前記2(2)で述べたとおり、B₁管理者は、令和4年9月当時、Y市上下水道事業管理者、すなわち、地方公営企業の管理者として様々な権限を有していたのであるから、B₁管理者の言論は、B₂の言動に対して影響を与え得るものであったとすることができる。

B₁管理者の言論の発表が与える影響についてみると、令和4年9月当時、B₁管理者がY市上下水道部の長の地位にあり、B₂がそれに次ぐ次長の地位にあったことに鑑みれば、通常、職位が最上位である者からその部下が、前記第4．2(3)アで認定したB₁管理者の発言と同趣旨の発言を受ければ、その発言に沿った行動がとられるものと考えられることから、B₁管理者の発言は、B₂に、組合の役員選挙への立候補をしないよう、申立人に働きかけを行わせる可能性があるものであったと言える。また、たまたま実行はされなかったが、B₂によってそれが実行されていた場合、申立人が組合の役

員選挙への立候補を検討することに影響を及ぼす可能性が十分にあったと
言うことができる。

以上のことを総合すると、B₁管理者の発言は、申立人が組合の役員選挙
への立候補を検討することに関し、影響を及ぼすことを通じて、申立人が組
合の役員選挙に立候補することを阻止しようとしたものであり、ひいては、
組合活動全般に影響を及ぼす可能性がある言論であったと認められる。

なお、管理者室は、壁により周囲と区切られた構造を有している（甲第2
0号証）が、前記第4. 2(3)イで認定した事実からすると、管理者室の中
での会話は、管理者室の外の他の組合員にも聞こえ得る状況であったとうかが
われる。よって、その意味でも、B₁管理者の発言は、組合員の投票行動等
に影響を及ぼし、ひいては、組合活動全般に影響を及ぼす可能性があったと
言うことができる。

したがって、B₁管理者の発言は、組合の運営に対する介入に当たると解
するのが相当である。

なお、被申立人は、最判昭和58年12月20日民集140号685頁を
引用したうえで、争点2に係るB₁管理者の発言は言論の自由の範囲内にと
どまり、支配介入には該当しないと主張するので、その主張の当否について
検討する。

被申立人は、B₁管理者の発言が支配介入に該当しない理由として、管理
者室という周囲を区切られた空間で行われたものであって他の職員が発言
内容を認識できる可能性が極めて小さかったこと、管理職である職員個人に
対する発言であること、指示ではなかったこと、B₂が申立人に発言内容を
伝えていないこと、1回かつ短時間の出来事であることを挙げている。

しかし、前記1(2)で述べたとおり、使用者の言論が労働組合の組織又は運
営に現実に影響を及ぼした場合はもちろん、一般的に影響を及ぼす可能性が
ある場合も支配介入に当たると解されている。B₁管理者の発言が周囲を区

切られた空間における管理職である職員個人に対する1回かつ短時間の発言で、指示とは認識していないものであり、B₂が申立人には伝えなかったとしても、前述のとおり、職位が最上位である者からそれに次ぐ地位にある職員に対する発言であり、B₂に、組合の役員選挙への立候補をしないよう申立人に働きかけを行わせる可能性があるものであったと言える。また、たまたま実行はされなかったが、B₂によってそれが実行されていた場合、申立人への働きかけを通じて、申立人が組合の役員選挙に立候補することを阻止し、ひいては、組合活動全般に影響を及ぼす可能性があった。このことからすれば、被申立人の主張は、支配介入の成立を妨げる事情とはならないと
言うべきである。

更に、使用者の言論の自由について、憲法第28条の団結権を侵害してはならないという制約があると解されるところ、B₁管理者の発言の内容は、組合の運営に介入する内容を含んでおり、団結権との関係において問題のある言論であることは明らかである。

よって、被申立人の主張には理由がない。

4 争点3について

(1) 争点3 アについて

ア 前記第4. 2(4)ウ及びエのとおり、令和4年9月27日、16時50分頃、A₂はY市上下水道部水道施設課執務室を一人で出て行き、同日17時頃、A₂は組合の次期書記長の候補者として立候補の届出をした。

そこで、同日16時50分頃から17時頃までのA₂の行動について検討する。

イ A₂は、第1回審問において、「3階へたばこを吸いに上がって、A₄と、委員長に立候補すると言うてくれてるA₄と一緒に、最終的にどうすんのかなというような相談をぎりぎりまでしに行っていました」(証人A₂ p12)、「私はその時間に管理者室へは行ってません」(証人A₂ p17)、「A₄と

話をしに行っていたと私はしっかりと記憶していますので、もうぎりぎりまで悩んでましたので、相談しに行っていました」(証人A₂ p 17)、などと供述し、組合の役員選挙に関する立候補の届出について、「今回は、A₅に推薦していただいて、それで私が立候補したという形になってます」(証人A₂ p 34)と供述する。

このA₂の供述は、詳細かつ具体的な内容を伴っており、Y市上下水道部の各執務室及び3階の喫煙所の位置関係(甲第20号証)や立候補の届出をした状況からして、特に不自然な点は見られず、また、A₂は、A₄

と話をしに行っていたとしっかり記憶していると述べ、立候補届出の直前の出来事であり記憶に残りやすい出来事であったと考えられるところ、自分自身が記憶するところを忠実に供述しようとする供述態度であったと認められることから、信用性が高いものと認めることができる。

したがって、9月27日の16時50分頃、A₂は、Y市上下水道部の3階の喫煙所において、A₄と組合の役員選挙への立候補に関する相談をし、その結果を踏まえ、同僚に推薦をもらい、次期書記長候補者としての立候補の届出をしたと推認することができる。

ウ これに対し、A₃は、第1回審問において、「A₂さんが、『やっぱりあかん、断ってくるわ』というような類いのことを言われて、まず水道施設課の執務室から出ていきました。程なく帰ってきて、『認めへんわ』というようなことを言われたので、正確に言うと、『俺は認めん』ですね。『俺は認めんと言われた』というような形ですぐ帰ってきまして、そこからすぐにまた、もう一度執務室を出ていったという状態を見ていました」(証人A₃

p 5)と供述する。申立人は、このことが、16時50分頃、A₂がY市上下水道部水道施設課執務室を一人で出て行った後、B₁管理者と会っていたこと、B₁管理者が、A₂に対し、再度、組合の次期役員に立候補するよう働きかける発言をしたことを推認させる事実であると主張する。

しかし、16時50分頃のA₂の行動について、A₃自身、A₂が執務室を出ていくところまでは見ていたが、どこへ行ったかまでは分からない（証人A₃ p 19）との趣旨の供述をしているし、A₃は、A₂の「やっぱりあかん、断ってくるわ」、「俺は認めんと言われた」との発言を聞いたにすぎず、それ以上、A₂に対し、何を断るのか、誰から何を認めないと言われたか、どこに行っていたのか等を尋ねるなど、A₂との会話をしたわけではない。このことからすると、A₂の発言を聞いたこと自体は印象に残りやすい出来事とは言えず、A₂が「俺は認めんと言われた」と述べたとされることについて、A₂自身は、「それはたぶん、だいぶ前の話かなと思いますけど、もっと前じゃないですかね」（証人A₂ p 40）と供述していることも併せて考慮すると、別の日におけるA₂の発言と取り違えていた可能性を否定することはできず、A₃の供述のみをもって、9月27日に、A₂がB₁管理者と会っていたとの事実を認定することは困難である。

エ 申立人は、争点3のアに係る事実の存在を推認させる事情として、以下の事実を主張する。

(ア) 令和4年9月8日、A₂が、B₁管理者から、申立人とA₃に代わり、A₂とA₄が組合の役員になるよう働きかけられたことを報告するとともに、そのことについて申立人に相談に来たことを挙げ、その際、申立人がA₂に対し、「どうしたいの」と尋ねたところ、A₂は、「僕はやりたくない」と答えていたこと。

(イ) 令和4年9月頃、数回にわたり、B₁管理者とA₂の二人のみでのやり取りにおいて、B₁管理者から組合の役員になることを求められ、その都度、役員になる意思がないことを伝えて断っていたこと。

(ウ) 令和4年9月26日頃、A₂がA₃に対し、「管理者からお前がなれって言われて困っている」と述べたことや、A₂が「俺もやりたくないん

やからさ、あ～やりたくない、どうしよう」と発言したこと。

(エ) A₂ が立候補の届出を行う前に、なぜその意思を申立人に伝えなかったのかが不明であり、それができなかつたのは、B₁管理者から数回にわたり催促をされたほか、同月27日の16時50分頃、B₁管理者から「俺は認めん」と強い働きかけを受けたため、まともな判断ができず、組合関係者にそのことを伝え、相談することすらできなかつたと推察されること。

(オ) 令和4年10月12日に開催された組合の臨時大会の後、A₂ が「俺はやりたくなかつた」と伝えたこと、水道施設課の執務室において、A₂ が、「本当はしたくないのに書記長をすることになった」、「今回の件でB₁管理者が処分を受け辞任することになったら、副市長が兼任でやってくることになり、そうなれば、より仕事がやりにくくなるため、B₁管理者のままのほうがよい」などの発言をしていたこと。

(カ) 令和4年9月27日の16時50分頃の出来事について、A₃ らの目撃証言を踏まえ、組合の臨時大会において報告したが、A₂ からの反論が、「支配介入ではない」、「パワハラではない」などの抽象的なものにとどまり、A₂ が具体的な否定をしなかつたのは、同日の出来事が真実であるために、申立人らが同席している中で、そのことを否定し得なかつたからであると考えられること。

(キ) A₂ の陳述書は、本件の争点整理が行われた後に作成されたものであるにもかかわらず、争点3の事項に全く触れておらず、A₃ の陳述書における記載との関係上、そのことに触れることを避けたのではないかと推察されること。

しかし、申立人のいずれの主張も、争点3のアに係る事実の存在を推認させる事情として十分なものでないか、申立人の飛躍した推論に基づく主張と言わざるを得ないから、これらの主張をもって争点3のアに係る事実

の存在を推認することはできない。

オ 以上のとおり、令和4年9月27日の16時50分頃、A₂は、Y市上下水道部の3階の喫煙所において、A₄と組合の役員選挙への立候補に関する相談をし、その結果を踏まえ、同僚に推薦をもらい、次期書記長候補者としての立候補の届出をしたと推認することができ、他方で、執務室を出た後のA₂の行動についての目撃証言はなく、他に、同時刻に、A₂とB₁管理者が会っていたことをうかがわせる事情も認められない状況の下では、同時刻頃にA₂がB₁管理者のところに行った事実を認めるに足りる証拠はなく、同時刻頃に、B₁管理者がA₂に対し、組合の役員選挙に立候補することを働きかける発言をしたと認めることができない。

(2) 争点3に係る事実に関する結論

上記(1)のとおり、争点3のアに係る事実があったと認めることはできないから、争点3のイについて論じるまでもなく、組合の運営に対する介入があったとは認められない。

5 救済方法

本件においては、令和4年9月6日頃、B₁管理者が組合の組合員であるA₂に対し、同月に行われる組合の役員選挙に立候補するよう働きかける趣旨の発言をしたほか、同月21日、B₁管理者がB₂に対し、申立人に組合の役員選挙に立候補しないように言えとの趣旨の発言をしたことが認められ、組合の運営に対する介入があったことが認められる。

被申立人の行為が不当労働行為に当たることを認識させ、再び同種の行為を繰り返さないよう留意させるため、当委員会としては、主文のとおり命じるのが相当であると判断する。

第6 結論

以上の次第で、労働組合法第27条の12第1項及び労働委員会規則第43条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年11月19日

三重県労働委員会

会 長 大 塚 耕 二